

## 議事要旨(2) 排出権取引専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）及び駿馬専門研究員より、東京都排出量取引制度の概要について説明がなされ、会計処理については新たな取扱いを設けず、以下のとおりとする説明がなされた。

### 【基本的な考え方】

クレジットの取得、売却時については、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」で定められている試行排出量取引スキームの会計処理に準じて処理することが考えられる。なお、東京都排出量取引制度では、条例に基づく罰則を伴うことから、場合によっては引当金の計上又は偶発債務の注記の検討が必要となると考えられる。

### 【具体的な会計処理】

- ・ クレジットの無償取得時  
会計処理は行わない（仕訳なし）。
- ・ 無償で取得したクレジットの売却時  
売却の対価は仮受金その他の未決算勘定として計上し、5年間通算の目標達成が確実と見込まれた時点で利益に振り替える（又は、目標未達となり費用が発生する場合には、費用の減額に充てる）。
- ・ クレジットの購入時
  - ▶ 削減義務対象者が削減義務の履行に使用する目的で取得する場合  
「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の取得として処理する。
  - ▶ 取引業者等が専ら第三者に販売する目的で購入する場合  
「棚卸資産」の取得として処理する。
- ・ 引当金の計上  
削減目標の未達が見込まれる場合には、一般的な会計基準(企業会計原則注解18等)に従って引当金を計上する。
- ・ 最終的に削減不足量が確定し、クレジットを充当した場合  
有償で取得し資産計上されたクレジットを、一般管理口座から指定管理口座へ移転した時点で費用（「販売費及び一般管理費」など）とする。
- ・ 偶発債務の注記  
重要性がある場合には、偶発債務の注記が必要と考えられる。

続いて、次の質疑応答が行われた。

(無償取得クレジット売却にともなう利益の取扱い)

- ・ ある委員から、無償で取得したクレジットが売却され削減目標が確実と見込まれた時点での利益の振替先について営業外収益となるか販管費からの控除となるかという質問がなされ、事務局からは企業の実態に応じて判断すべきものである旨の回答がなされた。

(引当金の計上)

- ・ ある委員から、削減目標の未達が見込まれる場合とあるが、例えば3年経過した時点で未達が見込まれたら計上というのではなく、1年目でも5年間の5分の1

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

を超えたときに計上するという考え方がありうるのか、何か客観的な指針は定め  
ないのかという質問がなされた。事務局からは専門委員会での議論では、現行の  
実務を踏まえると、削減目標の未達が見込まれる時点で債務を認識すべきと考え  
られ、実務対応報告第 15 号に加えて個別の定めを置く必要はないと判断された旨  
が紹介された。

- また、別の委員から、自らの事業所での削減では目標達成が困難なため恒常的に  
排出量取引によりクレジットを購入するような企業における債務性の認識時点は  
判断が難しいため、今後実務上の混乱が生じることはないのかという質問がなさ  
れた。事務局からは第一計画期間（2010～2014 年度）の中では、現行の日本基準  
の判断に照らして対応可能であると考えられる旨が回答された。あわせて、排出  
量取引の会計処理については、IASB における基準開発の状況、他の自治体におけ  
る制度導入の動向や日本政府の対応など状況の変化を踏まえ引き続き検討する旨  
が回答された。

（売却される排出枠の取扱い）

- ある委員から、削減義務対象者が目標未達に備えてクレジットを購入した後に、  
排出削減の進捗をみて不要と見込まれるクレジットを売却した場合の処理と、無  
償で取得したクレジットを売却した場合の処理との関係について質問がなされた。  
事務局からは、実務対応報告では、「無償で取得した排出枠の他に、他者から購入  
した排出枠も保有している場合には、まず他者から購入した排出枠を売却したも  
のとみなす」と規定されている旨の回答がなされた。

以上の質疑応答の後、委員会としては会計処理については新たな取扱いを設けず、  
事務局から冒頭に説明がなされた内容で、東京都排出量取引制度への対応とするこ  
とが了承された。

以 上